



とっこう  
**「特高支援金（第3弾）」の申請受付を2月3日（月）から開始します**  
**～特別高圧受電事業者の電気料金の負担を軽減～**

特別高圧の契約で受電し、電気料金の高騰に直面する中小企業者等に対し、支援金を支給します。

**支援金の名称** 長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（通称：<sup>とっこう</sup>特高支援金）

**支援対象者・支援金額 等**

	支援対象者	支援金額	支援金上限額
1	小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、 <b>長野県内の事業所</b> （公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う中小企業者 <sup>※1、2</sup>	令和6年8月から10月まで、令和7年1月から3月までの電気使用量に対し、次の単価を乗じた額の合計 ・2.0円/kWh（令和6年8月～9月） ・1.3円/kWh（令和6年10月、令和7年1月～2月） ・0.7円/kWh（令和7年3月）	1事業者あたり 2,800万円
2	小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、 <b>長野県内の大型商業施設</b> （大規模小売店舗立地法で規定する届出施設に限る。）を運営又は管理する者 <sup>※3</sup>	令和6年8月から10月まで、令和7年1月から3月までのいずれか、かつ申請日時時点で当該商業施設に入居し、支援金の分配が可能なテナント事業者数に2万円を乗じた額	—

※1 支援対象者1において、主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業の方は、対象外となります。

※2 支援対象者1において、「みなし大企業」は対象外となります。

※3 支援対象者2において、特別高圧の電力需給契約を締結した者から商業施設の運営又は管理業務を受託している者も対象となります。

**受付期間**

	申請者	電気使用月	受付期間
1	長野県内で事業を行う中小企業者	・令和6年8月から10月まで ・令和7年1月まで分	令和7年2月3日（月）～ 令和7年2月28日（金）
		・令和7年2月から3月まで分	
2	長野県内で大型商業施設を運営又は管理する者	・令和6年8月から10月まで ・令和7年1月から3月まで分	令和7年4月1日（火）～ 令和7年6月30日（月）

**支援金詳細・申請方法 等**

県ホームページを参照いただくか、個別に「申請様式の提供」及び「申請サポート」を行いますので、問合せ先までご連絡をお願いします。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/tokko.html>)



**ガチなが**

長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本気)でより良い長野県を皆さまと共に創るサイト



(問合せ先)

担当：産業労働部 経営・創業支援課 土岐、齋藤、赤尾

電話：026-235-7195（直通）内線 2958

E-mail：keieishien@pref.nagano.lg.jp